

はた
畑

な お み
奈 保 美

学位の種類 博士(文学)

学位記番号 文博第80号

学位授与年月日 平成11年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)
西洋史学専攻

学位論文題目 中世末期フランドルにおける君主権力と四者会議
—ブルゴーニュ時代初期(14世紀末—15世紀初頭)を中心に—

論文審査委員 (主査)
教授 小野善彦 教授 松本宣郎
教授 佐藤勝則
教授 安田二郎

論文内容の要旨

本稿の課題は、中世末期フランドルの代表制組織「四者会議」(三大都市と一農村地区の合議機関)の活動を、ブルゴーニュ家の君主との関係を中心に検討することで、この四者会議がフランドルの国制史において果たした役割を明らかにし、この時期のフランドルおよび低地地方(ネーデルランド)の国制的特色について展望することである。

全体は次のような構成を持つ。まず、全体の序として、Iでは研究史の検討から上記の課題設定を行う。次いでIIでは、四者会議をめぐるフランドル代表制の歴史的展開と構造を概観し、III以降では、14世紀末から15世紀初頭における四者会議の君主統治への関与を出来るだけ過程に即して検討する。すなわち、これ以降の4章は、ブルゴーニュ家初代フィリップ・ル・アルディへの不満の表明(III)、権限をめぐる紛争(IV)を経て、二代ジャン・サン・プール治世下での協働関係の成立(V)、協働関係の展開(VI)に至る、という位置付けである。最後に、VIIにおいて総括と展望を行うことにしたい。以下、各章ごとに概略を述べる。

I 序

中世末期から近世にかけての低地地方では、外来の君主ブルゴーニュ家によって、割拠していた諸領邦の政治的統合と、都市を始めとする地域権力を抑制する集権化が進められたにもかかわらず、ついに絶対主義的統一国家は成立しなかった。16世紀中葉の反乱の結果、北部に生まれた連邦共和国（オランダ）が、州（領邦）議会の権力に基礎付けられ、都市勢力に主導されるという特殊な国制を持つに至ったことは、低地地方における地方自立主義（パーティキュラリズム）の強さを物語る。従って、こうした国制的特色を解明するためには、政治的統合と集権化の時代であるブルゴーニュ時代の地域権力の動向、中でも低地地方の代表的領邦であるフランドル伯領のそれに、手掛かりが求められるだろう。

さて、ブルゴーニュ時代の政治的統合と集権化の過程は、ベルギーの国民史家H.ピレンヌ以来永らく、低地地方の国民国家の形成として、肯定的に捉えられてきた。しかし1970年代以降、そうした見方が、中央主権化を進歩と同一視し、地方自立主義を克服されるべきものとみなしてきたことが、W.P.ブロックマンスらによって本格的に批判され、統治者側からではなく地方自立主義—地域権力の側の視点に立つことが提唱されるに至っている。ただ、こうした視点の転換にもかかわらず、ベルギーの研究者たちは、このブルゴーニュ時代の中でも第三代フィリップ・ル・ボン治世を重視し続けているが、それは君主の主導による政治的統合と集権化の進展を基準にした位置付けである。むしろ、地域権力からみれば、外来の君主の到来によって変化が引き起こされたであろうブルゴーニュ時代初期（14世紀末—15世紀初頭）に注目できる。

こうして地域権力側に視点を定めた場合、有益な素材となるのが議会制であり、すでに身分制議会については豊富な研究が行われている。しかしフランドルにおいては「身分」の枠組みでの分析は実情に合わない。なぜなら、W.プレヴニールが明らかにしたように、三大都市ガン、ブリュージュ、イープルとシャテルニー（農村地区）フランからなる四者会議が、身分制議会に匹敵する機能を持つと共に、ヨーロッパ的にも類例のない活動性を発揮していたからである。そこでW.P.ブロックマンスは、「人民代表制」の概念の下に、住民の中から選出されそれを代表すると自認する諸機関、すなわち都市・シャテルニー当局に始まり四者会議も含む大小の代表制組織を体系的・長期的・数量的に分析した。そこから、代表制システムの変化—機能においては都市の経済的利益の促進から国家的財政・防衛問題への移行、会合数の減少・会期の長期化という活動性の減退—を検出し、ブルゴーニュの国家形成の影響を見て取るのである。このようなブロックマンスの包括的な研究は、代表制研究において決定的意義を持つが、彼の分析では捨象された、変化の過程・代表制組織の具体像・代表制の国制への位置付けなどの解明が今後の課題として挙げられる。

こうした研究史をふまえて、本稿では、ブルゴーニュ時代初期において、フランドルの代表

制組織の中で最も重要と思われる四者会議の活動を、君主権力との関係を中心に、君主と地域権力双方の諸制度に目を配りつつ、具体的な過程に沿って検討する。

II フランドル代表制における四者会議

12世紀以来の代表制の展開において、常に中心的な地位を占めてきたのは、類似した法を有する大都市ボンヌ・ヴィルであった。彼らはもちろん君主の諮問機関「フランドルのエシュヴァン」を構成したが、相互の連帯に基づいて自発的に活動し、14世紀の政治的混乱においては一時的にはあったが君主権力を排除し、各々の影響圏ごとに伯領を分割統治しさえする。このような伝統を受け継ぐ三大都市の会議に、農村地区ではあるが、経済的な繁栄と司法上の特権（首座裁判所の権限）において三大都市に匹敵するフランが合流し、14世紀末、四者会議が成立した。

代表制の構造に目を向けると、まず、四者会議の内部が問題になる。四者会議は、4つの都市・シャテルニー当局から派遣される代表の集まりであり、事実上その構成は母体となる当局の構成に等しい。それら当局の中核は、起源的には伯の地方裁判所の参審人エシュヴァンであり、その任命には何らかの形で君主の統制が及んでいたが、特に都市においては、次第に、都市貴族・有力ギルドなどの勢力集団が指名を実質的に左右するようになる。加えて、エシュヴァンと並ぶ評議会や様々な専門官職が設けられ、共同体の代表として都市統治を担った。シャテルニーであるフランでは、エシュヴァン任命においてより強く君主の統制を受けていたものの、共同体の「市長」が設けられるなど、都市に類似した制度が発展した。

各々独自の利害を持ちながらも同一の地位によって結びついた四者会議は、代表制構造において中心的な存在であった。14世紀初頭以来、全ての都市・シャテルニーから成る全土会議や、またブルゴーニュ時代には、三部会型の身分制会議が、いずれも君主の主導によって設けられたが、これらはたまにしか開催されず、四者会議の優位を脅かすことはなかった。小都市・シャテルニーは、四者各々の地域的な影響圏「区域」に組織されていたし、聖職者・貴族は身分として連帯する程の政治的勢力をなしておらず、いずれも代表制活動において受動的だった。君主のみならず、四者会議もまた、自らの利害のためこれらを代表制活動に動員したのである。

III 四者会議による伯領統治への関与

以上で確認されたように、代表制の歴史的展開と構造において中心的地位を占めていた四者会議が、そうした地位を用いてブルゴーニュ君主権力の発展に対応していく様子を検討する。

まず前提として、ブルゴーニュ時代に先立つ伯ルイ・ド・マール治世下の状況がある。すでに当時、司法上の集権化が、地方裁判所からの上訴を導入しようとする伯顧問会特別法廷の試

みという形で進行し始めていた。だがそれは、ルイ・ド・マールの行った三大都市への配慮やフランドル人の望むフラマン語の公用化によって隠され、すぐには大きな反対を引き起こさなかった。しかも、1379年からの反乱で不満が顕在化したものの、三大都市は連帯を保てず、一致して改革を迫ることができなかった。

しかし、ブルゴーニュ家のフィリップ・ル・アルディ治世では、四者会議は彼らのいつものフランドルの法と慣習の尊重を願って、重度なる請願を繰り広げた。やはり、都市・シャテルニーの独占的裁判権や四者各々の地位の基盤となっていた首座裁判権が侵害されたからである。ただし、四者会議の非難は、新しくブルゴーニュ時代になって設立された中央法廷であるリール顧問院に集中した。フランス語地域に設けられた顧問院を筆頭に、ブルゴーニュの統治機関は、従来とは逆にフラマン語とフランドル人を排除する傾向にあり、そうした非フランドル的な性格が、君主夫妻の不在とあいまってフランドルの法や慣習の軽視に繋がったとみなされたからである。従って、四者会議は、統治のフランドル化によって侵害を防止しようと、伝統的な司法機関の回復と君主のフランドル内への居住を要求した。君主夫妻はなかなか応じなかったが、四者会議は諦めず結束を保ち、場合によっては「区域」の小都市・シャテルニー、聖職者・貴族をも動員しながら一貫して主張を繰り返していったのである。

IV 四者会議と君主の紛争－高等バイイ「追放」事件をめぐって－

14世紀末、四者会議が、フィリップ・ル・アルディの統治にたいして抗議と改善を求める請願活動を展開する中、都市ガンのエシュヴァンが、君主の中央役人である高等バイイのヤコブ・ファン・リヒテルフェルデらに50年間のフランドル追放を宣告するという事件が起り、これをめぐって四者会議と君主の間におよそ2年間にわたって紛争が続いた。本章では、ガンと君主側の対立の構図と、四者会議の活動を通して、君主権力との関係におけるこの紛争の意味を考察する。

まず、都市と君主双方の主張から浮かび上がるのは、都市・シャテルニー当局は、君主から認められた管轄内の独占的裁判権を基礎として、自己領域内の支配機関になっていたということである。これに対し、フィリップ・ル・アルディ治世に至って進められた中央諸制度整備の一つとして、公共の秩序維持に関わる司法役人高等バイイは、地方の統制を受けない柔軟な活動の余地を与えられた。しかし、中央からの権限の侵食に、ガン当局は敏感に反応し、都市支配の基盤の侵害者に追放宣告という司法的手段で抗議する。彼らの拠り所とする諸特権をフランドル統治の開始にあたって承認していた君主は、彼らの裁判権自体を否定することはできず、裁判権行使の際の付帯条件の不備を突いて論破しようとしたが、彼らを完全に従わせることは不可能だった。こうして、ガンの下した追放宣告の是非をめぐって、両者の対立は膠着状態に

陥ったのである。

そして、このような状態で重要な役割を果たしたのが四者会議であった。彼らの指導的存在のガンが紛争当事者であったが、一方では、特にガン以外の三者が、君主との結びつきも持つ地域の有力者を君主側との交渉に送り込むことで、両者の宥和に努めた。そして他方では、まず各々の都市・シャテルニーにおける支配を、次に首座裁判所の権限に基づく近隣地域（「区域」）への影響力を及ぼすという各々共通の立場から、結束してガンを支持することになった。まず、別問題における君主側との協議を拒むことで圧力をかけたが、次いで、より過激な手段、司法停止を示唆する。彼らの司法停止は、各々の領域内の支配機関としての立場に基づくと共に、首座裁判所の権限に基づいてフランドル全体に及び得た。ゆえに、一都市ガンだけならまだしも、結束した四者会議との対立は、フランドル統治を実質的に支える都市・シャテルニー当局の全体と対立することにほぼ等しい。この時期、民衆の暴動を恐れる不安定な状態にあった君主権力はこうした対立には耐えられず、ついに譲歩することになった。

こうした解決は、集権化への抵抗という点では妥協的であった。そもそもガン当局や四者会議がこの紛争を通じてリヒテルフェルデ個人への攻撃に終始し、より根本的な問題と思われる高等バイイ職の権限の否定あるいは修正に目を向けなかったことが一つの限界を示している。しかし、四者会議が、主張を通しつつ紛争を平和的な解決に導いたということは、ブルゴーニュ時代初期の不安定な状況において、フランドルの地域権力と君主権力が新たな関係を模索するなかで積極的な意味を持つものといえよう。

V ガン顧問院勅令の成立

前章でみたような紛争の解決を経て、四者会議と君主との関係には、1405年君主の代替りによって転機が訪れた。四者会議の一貫した主張は、第二代君主ジャン・サン・プールに、父とは違うフランドルへの配慮を迫ったのである。本章では、以後、1409年顧問院に関する勅令によって、四者会議と君主権力の協働に基づく統治が確立するに至る過程を検討する。

四者会議は、1405年新君主の即位という機会を捉え、長年の要望を連ねた請願書を提出した。この時、君主側の回答は全て肯定的であり、君主のフランドル内居住、顧問院のフラマン語地域内への移転、フラマン語の使用といった諸措置について、君主の確約を書面で取り付けることができた。それは、再三の努力にもかかわらず口約束しか得られなかったフィリップ・ル・アルディ期の状況からみれば、画期的な成果であった。しかし、回答文書によって、集権化の問題性は個々の具体的な措置にすり替えられ、また、それらの措置の実現も、依然予断を許さぬ状況にあった。

しかし、四者会議は粘り強く約束の履行を求め、イングランドの圧力、フランスにおける権

力闘争などに苦慮する君主への援助を拒むことも辞さなかった。そうした緊張は、1407年春、君主の妃マルグリットの居所と顧問院とが相次いでフランドル最大の都市ガンに移されたことで、ひとまずは終息したとみていい。これらは四者会議の要望を満たし、四者会議と君主・顧問院との日常的協働をもたらした。そうした中、この新しい状況にふさわしい顧問院の運営が求められ、1409年顧問院勅令が発布されたのである。

この勅令では、フィリップ・ル・アルディ期のリール顧問院勅令と比べ、顧問院の組織と権限において著しい充実がみられる。ガンへの移転によって四者会議を満足させ、顧問院の存在を事実上受け入れさせた後、こうした形で正式に権限拡大の規定を行ったことは君主側の巧妙さを感じさせる。しかし同時に、四者会議の請願どおりに、フラマン語の使用などの措置が盛り込まれ、フランドルの法や特権の尊重に基づく運営が保証された。四者会議の長年の請願活動に対する君主側の応答はここに確かな姿をとり、四者会議との協働関係に基づくフランドル統治が確立するのである。

VI 租税割当比率の改定

ジャン・サン・プール治世下で、四者会議の請願項目が相次いで実現に向かったのに伴い、四者会議もそれまで拒み続けてきた援助金を君主に供与した。本章では、こうした租税分野における四者会議と君主の協働を、従来あまり注目されていなかった財務行政、租税割当問題から考察する。

14世紀末以来、君主と代表制組織の間では、援助金割当の問題が浮上していた。フランドルにおいては、援助金の総額を都市・シャテルニーごとに割当てる際、常に固定的な租税割当比率トランスポールが用いられていた。従ってそれは、現実の経済状態に対応出来なくなっていたため、四者会議を筆頭とする納税側は、援助金の度に割当方法をめぐって論争し、徴収の能率と効果を損なっていた。しかし、統治の在り方をめぐる四者会議と君主の対立状態が、1405年即位式請願中の諸措置の実現によってひとまず解消してようやく割当比率の改定が行われるに至る。その際、君主側の改定提案に四者会議が応じたのは、彼らが交渉経費回収のため小都市・シャテルニーへ課税することを許可され、君主だけでなく四者会議もまた、課税者としての利害を追求する必要に迫られたからであった。

そして、実際の改定作業においても、四者会議は君主側と協働を行うことになった。すなわち、君主側から9名、四者各々から2名ずつ、計17名の改定委員会が組織されたのである。形式上、改定の主導性は、君主側委員に与えられていた。しかし、選任された双方の委員の身分・経歴をみると、かなりの親近性を示している。もちろん君主側委員は、顧問官・財務役人、地方役人バイイなど、君主利益を推進するに相応しい官職を担っていたが、都市・シャテルニー

の官職経験や所領の保有によって、地域利害に無関係ではなかった。一方、四者会議側の委員は、当然、四者各々の当局の役職者であったが、個人的には貴族身分や君主側の官職の保有などによって、総じて君主に協調的な姿勢をとる有力者であった。従って、この委員会は、君主とフランドル人の利害調整と共に、フランドル人支配層の間の利害調整が行われる場であったともいえる。

委員達は割当比率作成とそれに関わる調査について全権を与えられると共に、四者会議による課税の割当も委任された。これによって四者会議は、自らの利益になる課税の割当比率の作成に携わることになり、各々の「区域」の小都市・シャテルニーを動かして、実際の調査を進めていったのである。

さて、改定の結果をみると、四者は各々の状況に応じて出来るだけ負担を抑えようとしたので、その分、残りの小都市・シャテルニーは総じて以前より割当比率を高めたが、四者の分担が圧倒的な部分を占める分布構造は保たれた。また、小都市・シャテルニー各々に与えられた比率は決して過大ではなく、すみやかな徴収が可能だったところをみると、利害調整は一定の成果を収めたといえるだろう。作成された比率を用いて、早速1407年の援助金および四者会議による小都市・シャテルニーへの課税が実施された。以後、この新しい固定的比率「1408年トランスポール」は、約一世紀にわたってフランドルの租税割当方法を規定することになる。

このように、1408年の租税割当比率の改定は、援助金の効果的な徴収を目指す君主側によって企図されたにしても、地域権力との協働によって進められ、地域支配層間での利害の調整という側面も持っていた。四者会議は援助金の納税側の筆頭であると共に、自らも小都市・シャテルニーに対しては課税者となる立場からこの改定に深く関わり、区域構造を利用した影響力によって地方的な調整を行った。つまり彼らは、自己利害を追求しながら君主との協働を押し進めていったのである。

VII 総括と展望

以上にみてきたように、ブルゴーニュ時代初期、君主権力の志す中央諸機関の拡充によって、自己領域を支配する地域権力は侵害を受けたが、フランドル地域権力の中で最も有力な四者会議は、執拗で大規模な請願や、様々な圧力手段を使って、侵害を回復するような諸措置を実現させた。14世紀の三大都市が反乱に頼り、継続的な連帯を維持出来なかったのに対し、四者会議は、フランという有力な農村地区を交えて伯領全体を影響下に置いて、暴力的な手段には訴えず、ガンのような先鋭的な主張のものを和らげつつ連帯を保って活動を展開したため、君主側は実力によって彼らを圧伏することは出来なかった。

しかし一方で、四者会議は、君主権力の拡大を根本的に抑制することをせず、むしろ君主権

力との協働を望んでいた。まず、彼らは、自分たちに加えられる侵害の真の要因を悟っていなかったからである。彼らは、恣意的で現地の事情に疎い役人を排除し、君主自らフランドルにおいて統治を行うことによって、侵害を解決できると信じていたようである。従って、フランドル的な統治の実現の裏で、ガン顧問院のような中央統治機関は権限を少しづつ広げていた。そして、四者会議の構成と権限も君主との協働を不可欠としていた。四者会議を構成している人々と君主の役人は、同じく地域の支配層に属していたし、四者会議がその他の小都市・シャテルニーに対する影響力を支配にまで高めるには、例えばそれらへの課税に君主の許可が必要だったように、彼らの持てる権限だけでは不十分だったからである。四者会議—すなわち4つの地域当局と支配層—は、君主との協働によって、フランドルにおける自分たちの優越的な地位の維持・拡大を目指したといえよう。

このようにして、15世紀初頭のフランドルでは、四者会議と君主との協働関係に基づく統治の在り方が確立する。その協働は、例えば割当比率トランスポールの改定にみるように、双方に利益をもたらすと共に、ブルゴーニュ時代以前の混乱期にはみられなかった伯領のまとまりと安定を生み出した。ブルゴーニュ家の君主権力は、これ以降、フランドル外の諸領邦の獲得によって強化され、フランドル内の個々の地域権力に対してはその自立性を強圧的に奪っていったが、四者会議という連帯がある限り、最後まで恒久的間接税を導入できなかつたように、絶対的な支配を貫徹することはできなかつた。一時的には団結が乱れることもあったが、四者会議は中世から近世を通じその勢力を保ち、ブルゴーニュ領低地地方の全国議会でも活躍する。それはこのフランドル四者会議が、都市と農村との連帯によって、地域権力と君主権力との間で柔軟な均衡を作り出していく重要な役割を果たしていったからではないだろうか。

論文審査結果の要旨

本論文は、ブルゴーニュ時代初期フランドルにおける代表制組織四者会議の役割・活動を君主権力との関連において論じた研究であり、14世紀末から15世紀初頭にかけてのこの地域の国制史的展開を具体的な分析の対象としている。

第I章、序では、低地地方においては中世末期以降都市勢力の主導下で「地方自立主義」が強力に展開したが、こうした国制的特色を解明するにはとくにブルゴーニュ時代のフランドルにおける政治的統合と集権化のありかたが注目される、として、この時代のフランドルについての従来の諸研究が俎上に載せられる。その検討を踏まえて、国家形成史研究においてもまたこれを批判する身分制議会史研究においても従来不当に閑却されてきた14世紀末から15世紀初

頭にかけてのフランドルの国制史的展開を君主権力との関連における四者会議（地域権力にして代表制組織）の活動を軸に再検討することが本論文の課題として提示される。本章における研究史の整理は的確であり、研究視角の設定も説得的である。

第Ⅱ章「フランドル代表制における四者会議」では、12世紀以来のこの地方における代表制の展開の中から中心的な地位を占める三大都市（ガン、ブリュージュ、イーブル）が抜きんでて、これに農村地区（シャテルニー）フランが加わり、14世紀末に四者会議が成立したこと、この四者会議は、4つの都市・シャテルニー当局から派遣される代表の集まりであり、各々独自の利害を有しつつも同一の地位によって結びついて代表制構造において中心的な存在であったこと、一方、14世紀初頭以来全ての都市・シャテルニーから成る全土会議が君主の主導により設けられたが、三部会型の身分制議会に編成されたブルゴーニュ時代においてもそれらの開催は稀であり、優位は常に四者会議にあったこと、がそれぞれ確認される。研究文献の精密な読解に基づく的確な整理・位置づけである。

第Ⅲ章「四者会議による伯領統治への関与」では、新君主ブルゴーニュ家のもとで君主権力が伸張し、都市・シャテルニーの裁判権や四者各々の支配権が侵害されたことから、四者会議が中心となって君主側の専横に対抗し、くにの伝統的な司法機関の回復と君主のフランドル内居住を求めて君主に請願が繰り返されたことが確認される。

第Ⅳ章「四者会議と君主の紛争」では、14世紀末の都市ガンによる高等バイイ「追放」事件をめぐる四者会議と君主との間で2年間にわたり続いた紛争が取り上げられる。都市・シャテルニー当局は、君主から認められた管轄内の独占的裁判権を基礎として自己領域内の支配機関になっていたのであり、君主の司法役人高等バイイによる権限侵害にガン当局は高等バイイらへの追放宣告をもって対抗したのである。両者の対立は膠着状態に陥ったが、かくなる状況において重要な役割を果たしたのが四者会議である。その指導的存在のガンが紛争当事者であったが、残りの三者が両者の間の宥和に努めつつ、フランドルの地域権力という共通の立場から結束してガンを支持し司法停止等により君主に圧力をかけ、結局君主の譲歩を引き出したのである。こうした解決は、四者会議がその主張を通しつつ紛争を平和的解決に導いたということで、ブルゴーニュ時代初期の不安定な状況下、フランドルの地域権力と君主権力が新たな関係を模索する上で積極的な意義を有するものであったと、論者は結論する。

第Ⅴ章「ガン顧問院勅令の成立」では、上述の紛争の解決を経て、君主の代替わりにより四者会議と君主との関係に転機が訪れた1405年以降の展開が考察される。四者会議は新君主の即位の機会を捉えて長年の要望を連ねた請願書を提出し、君主のフランドル内居住、顧問院のフラマン語地域内への移転、フラマン語の使用、の諸点について君主の確約を得たが、それらの約束は1407年に実現をみ、新しい状況に対応した顧問院の運営のために1409年顧問院勅令が発

布された。この勅令では、四者会議の請願通りにフラマン語の使用などの措置が盛り込まれ、フランドルの法や特権の尊重に基づく運営が保証された。四者会議の長年の請願活動に対する君主側の応答がここに確かな姿をとり、四者会議と君主との協働関係に基づくフランドル統治が確立したことが確認される。

第VI章「租税割当比率の改定」では、新君主のもとで四者会議の請願項目が相次いで実現に向かったのに伴って、四者会議も君主に援助金を提供することになり、それに付随して両者間で検討・交渉された租税割当比率の改定問題が取り上げられる。論者によると、四者会議が君主側の改定提案に応じたのは、旧来の割当比率が各担税者の現実の担税力に対応しておらず課税の度に対立を巻き起こしていたことがあり、しかもこのたび四者会議は彼ら自身がこれまで負担してきた君主との交渉経費を回収するために領邦内の小都市・シャテルニーに課税することを君主から許可されており、従って彼らもまた課税者としての利害を有していたからである。そこで、君主側と四者会議との間での協働という形で領邦内の諸利害の調整が行われ、新しい固定比率「1408年トランスポール」が成立した。このように、1408年の租税割当比率の改定は、援助金の迅速な徴収を目指す君主側によって企図されたにせよ、地域権力との協働によって進められ、地域支配層間での利害の調整という側面ももっていたこと、他方四者会議は援助金の納税側の筆頭であるとともに、自らも小都市・シャテルニーに対しては課税者となる立場からこの改定に深く関わり、地域支配権に基づく影響力をもって地方内の調整を行なうというかたちで、自己利害を追求しながら君主との協働を推し進めていったことが確認される。丹念な史料の繙読に基づく卓見が随所に示されている。

かくして論者は、本論文を総括して、15世紀初頭のフランドルでは、四者会議と君主との協働に基づく統治システムが確立したのであり、この協働は、双方に利益をもたらしつつ、14世紀の混乱期にはみられなかったフランドルの「くに」としてのまとまりと安定を生み出したことを確認する。そして、ブルゴーニュの君主権力は、これ以降低地地方の他の諸地域を併合して一層伸張していくが、四者会議という連帯がある限り、フランドルにおいては絶対的な支配を行使することはできなかったことを展望している（第七章「総括と展望」）。

論者の研究は、中世フランドル国制史、行政史、身分制議会史の関連研究文献を幅広く渉猟し的確に整理した上で研究課題と視角を設定し、四者会議側の「交渉記録」を中心とする大部の関連史料を丹念に分析しその精密で妥当な解釈を立論の根底に据えた、理論的にも実証的にもきわめて密度の高い優れた研究であり、その研究成果は従来の研究を大きく進展せしめるものであって、斯界の学問的発展に寄与するところ大なるものがある。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。